

令和8年度青少年育成巡回活動の実施について

青少年育成さいたま市民会議

さいたま市子ども・青少年政策課

1 目的

市内青少年の健全育成を目指し、地域における巡回活動等を展開することにより、地域住民に広くその趣旨の徹底を図るとともに、市民総ぐるみの青少年健全育成に関する意識の高揚、青少年の安全確保、さらに青少年の非行を抑制することを目的とする。

2 主催

青少年育成さいたま市民会議、さいたま市

3 協力

埼玉県・さいたま市警察部・浦和警察署・浦和東警察署・浦和西警察署・
大宮警察署・大宮西警察署・大宮東警察署・岩槻警察署

4 実施事項

(1) 地域巡回活動

○期 日 以下の日を基準に各地域・団体にて定める。

- ① 毎月第3金曜日の「少年を非行から守る日」。
- ② 7月18日～8月25日の夏季休業日などの長期休業日。
- ③ 地域の祭りなどの開催日。

○参加者 各地区会で定める。

青少年育成さいたま市民会議地区会が中心となり、地域内団体を取りまとめ、PTA等との連絡・協力体制を確立し、参加者を決定する。

また、区連絡会ごとの協調体制作りを進める。

○場 所 各地区内で集合解散する。

特に大型店舗、映画館、ゲームセンター、カラオケ店、パチンコ店、コンビニエンスストア、インターネット・まんが喫茶、ファーストフード店、寺社境内、公園、駅構内、その他溜まり場と見られるところ等を巡回する。

○ 方 法 以下の要領で行う。ただし、地域の実情に合わせた方法で差し支えない。

- ① 事前に巡回場所を具体的に設定し、広範囲になる場合は、順次場所を移す。必要に応じて、巡回店舗等に事前に依頼する。
- ② 子どもたちの体感と同一にするため、歩行巡回を原則とする。
※自転車等で巡回を行う場合は、安全に十分注意する。
- ③ 腕章を各地域で準備し、巡回の際には必ず着用する。
- ④ 緊急時に対応できるように、巡回者の氏名等を事前に記載しておく。
- ⑤ 単独行動をしないで、常に複数名で巡回する。
- ⑥ 地域の状況を把握するため、活動中に気付いた点を記載する。
- ⑦ 実際に子どもたちに声をかけた場合は、その状況を記載する。

○活動の記録と報告

別に用意した巡回活動記録簿に、活動内容を記録する。

記録簿は、年間予定の巡回活動終了後、市に提出する。

(2) 大宮駅周辺環境浄化パトロール

県内有数の繁華街である大宮駅周辺を、9月から翌年3月までの期間において月1回程度、金曜日を原則とした指定期日の、午後3時30分～午後5時に巡回活動を行う。

各地区年1回、西区・北区・大宮区・見沼区は2名程度参加する。中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区については自由参加とする。(派遣する場合には、2名程度とする。)

5 その他

(1) 青少年育成巡回活動を実施する青少年育成さいたま市民会議地区会には、市から活動謝金として、11,000円を交付する。

(2) 青少年育成巡回活動参加者はさいたま市の保険制度が適用される。

※保険が適用されるためには巡回活動記録簿等に参加者名や参加日時などが記載されている必要がある。